

神河町マスコットキャラクター「カーミン」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神河町マスコットキャラクター「カーミン」(以下「マスコット」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることにより、マスコットを適正に普及させ、もって神河町のイメージアップを図ることを目的とする。

(マスコットの図柄)

第2条 マスコットの図柄は、別図のとおりとする。

(使用承認の申請)

第3条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめ神河町マスコットキャラクター「カーミン」使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、神河町長(以下「町長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 神河町の機関又は国若しくは兵庫県が使用するとき。
- (2) 神河町内の学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が神河町政に関する報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。

- (1) 神河町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められるとき。
 - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与える恐れがあると認められるとき。
 - (4) その他町長がマスコットの使用について不適當と認めるとき。
- 2 前項の承認は、神河町マスコットキャラクター「カーミン」使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。
- 3 町長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 マスコットの使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第6条 承認を受け、マスコットを使用し、作成した物品(以下「完成品」という。)を、完成後早急に町長に提出しなければならない。但し、完成品の提出が困難と認められるものについては、完成品の写真の提出をもって替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。マスコットのデザインの改変は一切認めない。

- (1) 承認された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) 縦横比の変更はしないこと。

- (4) マスコットデザインの一部使用をしないこと。
- (5) マスコットデザインの向きを上下、左右、反転しないこと。
- (6) マスコット使用時には「神河町マスコット カーミン」と表記を付すること。
但し、スペース等の関係で、表記が難しい場合は「カーミン」と表記すること。

(承認内容の変更の申請)

第8条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとする場合は、あらかじめ神河町マスコットキャラクター「カーミン」使用承認変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、神河町マスコットキャラクター「カーミン」使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 町長は、マスコットの使用がこの要綱に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取消することができる。

2 前項の承認の取消しは、神河町マスコットキャラクター「カーミン」使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、マスコットの使用承認を取消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

2 マスコットの使用承認を受けた者が、マスコットの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、町長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。